

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の情報検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の八第一項及び第十三条第四項において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 省 略

(相手国等から犯罪事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置)

第十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関して当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査に必要な情報(以下この条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要犯罪情報」という。)の提供の要請があつた場合には、第八条の二の規定により当該必要犯罪情報の提供を行うために、当該要請において特定された者(以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。)(に対して出頭を求め、提供対象者に対して質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の情報検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二、第十条の八第一項及び第十三条第四項において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 同 上

(相手国等から犯罪事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置)

第十条の二 収税官吏は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関して当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査に必要な情報の提供の要請があつた場合には、第八条の二の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をすることが出来る。

し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、
搜索又は差押え等)

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、第八条の二の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思考するものの差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。)をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができ。

2 前項の場合において、急速を要するときは、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は前項の許可状(以下この条及び次条において「許可状」という。)を請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名(法人(人格のない社団等を含む。第十三条第五項において同じ。))については、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、
搜索又は差押え)

第十条の三 収税官吏は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、同条に規定する情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において急速を要するときは、収税官吏は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 収税官吏は、第一項又は前項の許可状(以下この条において「許可状」という。)を請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付

差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付しなければならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、許可状を他の国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に関する情報があると認めると足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて相手国等の犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の囑託)

第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二の規定により必要犯則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、

の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を収税官吏に交付しなければならない。この場合において、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 収税官吏は、許可状を他の収税官吏に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を囑託し、又は通訳若しくは翻訳を囑託することができ

(国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)

第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置、第十条の三の臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押え、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の囑託については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、国税通則法第十一章第一節の規定を準用する。

(相手国等の租税の徴収の共助)

第十一条 省 略

2・3 省 略

4 前項の規定により共助対象外国租税(その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。)を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章(第四十六條第一項、第二項後段、第三項、第四項(同条第八項において準用する場合を含む。))及び第九項、第四十六条の二第一項及び第三項、第四十九條第一項第二号、第五十三條並びに第五十五條第一項第二号を除く。)、第五十五条、第一百七条及び第二百二十五條並びに国税徴収法第九条、第十条、第二十一条、第二十三条第四項、第五章(第四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項(同法第七十三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。))、第八十三条及び第八十五条(これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百七条、第二百二十九條第六項並びに第三百二十九條を除く。)、第二百五十一条、第二百五十二条の二、第二百五十三条(第一項を除く。)、第二百五十九条(第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。)、第七十一条から第七十三条まで、第八十

(国税犯則取締法の準用)

第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置又は前条の臨検、搜索若しくは差押えについては、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定を準用する。

(相手国等の租税の徴収の共助)

第十一条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

二条第一項及び第八十六條の規定（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三條、第七十二條、第七十三條及び第二百二十二條並びに国税徴収法第三十九條、第五百三十三條及び第五百五十四條の規定）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

国税通則法												第一欄	
省略	省略	省略				省略		省略					第二欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四欄

同上												第一欄	
同上	同上	同上				同上		同上					第二欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四欄

省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

省 略	省 略		省 略					省 略				省 略		省 略	省 略	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上	同 上		同 上					同 上				同 上		同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

									国税徴収法							
省略	省略		省略		省略				省略	省略	省略	省略	省略			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

									同上							
同上	同上		同上		同上				同上	同上	同上	同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第一百五十九条 第一項	省略	省略		省略			省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
納税義務がある と認められる者 が不正に国税を	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
所轄国税局長等が租税 条約等実施特例法第十 一条第三項（相手国等	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上		同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
納税義務がある と認められる者 が不正に国税を	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章(犯罪事件の調査及び処分)の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。)後に

の租税の徴収の共助の規定による保全共助実施決定(以下「保全共助実施決定」といふ。)をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象外国租税(その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」といふ。)の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同項に規定する共助対象者(以下「共助対象者」といふ。)

免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。)後に

は当該国税の徴収を確保することができないと

省略	省略			
省略	省略	省略	省略	<p>することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をするの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者</p>
省略	省略	省略	省略	

同上	同上			
同上	同上	同上	同上	<p>認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をするの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者</p>
同上	同上	同上	同上	

5 14 省略

省略

省略

省略

(罰則)

第十三条 省略

2 3 4 省略

5 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前各項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 省略

5 14 同上

同上

同上

同上

(罰則)

第十三条 同上

2 3 4 同上

5 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前各項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 同上